

平成28年度
第3回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成28年9月28日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成28年度第3回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター 6階 ホールに招集した。

＜会議に付した議案等＞

議事日程

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 農地利用最適化推進委員の担当区域割りの決定について

日程第3 報告事項1 農地利用最適化交付金について

報告事項2 都市農業振興基本法について

報告事項3 新年度の対応について

日程第4 連絡事項1 農業者年金の加入推進について

連絡事項2 ブロック別農業委員研修会について

連絡事項3 全国農業新聞の普及促進について

連絡事項4 今後の推薦・公募のスケジュールについて

<出席委員> (29人) ※ 番号は議席番号

1番	長谷川 政 美	2番	猪 野 幹 夫
4番	鈴 木 武 夫 (農地部会長)	5番	小 林 正 明
6番	石 橋 幹 男	7番	笠 川 泰 雄
8番	植 草 隆 晴	9番	浅 川 政 明
11番	竹 下 洋 一	12番	宮 崎 一 雄
13番	野 崎 好 知 (会長)	14番	小 川 正 義
15番	中 村 公 江	16番	田 中 和 夫
17番	長谷川 功	18番	伊 原 茂 久 (農業振興部会長)
19番	花 島 豊 勇	20番	安 井 誠 一
21番	高 澤 義 信	22番	蛭 田 浩 文
23番	橋 本 泉	26番	中 島 賢 治
28番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)	29番	小 川 隆 良
30番	浅 尾 孝	31番	石 井 一 也
32番	小 川 政 二	33番	近 藤 千鶴子
34番	市 原 孝		

<欠席委員> (5人)

3番	大 塚 久	10番	武津岡 広 治
24番	小 川 友 安	25番	齊 藤 元 治
27番	西 郡 高 夫		

<事務局出席者>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	管理班主査	平 山 和 利
農業振興班主査	小 川 剛	農地審査班主査	福 島 悟
主任主事	金 親 一 史		

(開会 午前10時)

議長

ただ今より、平成28年度第3回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員は、34人中29人で総会は成立しております。

はじめに日程第1「議事録署名人の選任について」ですが、議席順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 21番 高澤 義信 委員

議席番号 22番 蛭田 浩文 委員

のご両名にお願いいたします。

非公開の審議となりますので傍聴人はおりませんが、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地利用最適化推進委員の担当区域割りの決定についてでございます。

事務局、説明をお願いします。

朝生事務

事務局長の朝生でございます。

局長

座って説明させていただきます。議案第1号 農地利用最適化推進委員の担当区域割りの決定についてでございます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正されたことに伴い、新たに設置することになりました「農地利用最適化推進委員」についての担当する区域を定めようとするものです。

区域数につきましては、千葉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に定められております23名分で、つ

まり23地区となります。今回の総会への議案提出に先だちまして農業振興部会で2回にわたり協議が行われてきたものでございます。この区域割りを考えていく上で、現在の27の公選委員の地区を基にしながら、地域のコミュニティー、集落性、歴史、学区など地域のつながり感を考慮したうえで、割り振っていったものでございます。

それでは、伊原農業振興部会長よりご報告いただきます。

伊原農業
振興部会
長

農地利用最適化推進委員の担当区域割りに係る農業振興部会案について報告いたします。私の方から、部会案の作成に係る基本的な考え方をご説明し、具体的な区域とその構成及び地区編成の考え方を事務局から説明いたします。

本部会案は、6月30日開催の第2回農業振興部会において提示された事務局案の協議、また、9月7日開催の第3回農業振興部会における審議を経て決定しております。

それでは、部会案の作成に係る基本的な考え方について、ご説明いたします。

部会案は、農地利用最適化業務のうち農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消を中心に推進委員に活動していただく観点から、市内の農地の分布状況、また、現在の農業委員活動の拠りどころとしている、農業委員地区担当体制推進要領に規定される農業委員担当地区の27地区をベースに検討しております。

まず、市内の農地の分布状況では、農業委員会等に関する法律において、農地として利用すべき土地を農地利用最適化の対象としていることから農地基本台帳の農地に農地利用状況調査の結果を勘案した面積

を指標としています。

次に、農業委員地区担当体制推進要領が規定している現在の農業委員担当地区の27地区ですが、資料1をご覧ください。農業委員地区担当体制推進要領の地区担当一覧です。これは、地域農業再生運動の推進等の日常的に活動する体制の整備を趣旨に平成15年に制定、改選毎に改めているもので、現在もこれに基づき、遊休農地の現地調査等を実施しております。

これらを基本に、それぞれの農地面積の平準化に努めつつ、基礎的な区域の単位として、町を最小単位として、旧町村区域、中学校区等の地域性を勘案する指標を可能な限り用い、区域の統合、分離、編入等23地区の編成を行いました。

続いて、具体的な区域と構成及び地区編成の考え方を事務局から説明します。

小川主査

ここからは、事務局より区域と構成及び地区編成の考え方を説明させていただきます。

お手元の資料2及び資料3を参照ください。

資料2は、第1地区から第23地区までの区域それぞれを構成する町と農地面積等のデータ等をお示ししています。表の見方ですが、左1列目から右に区域を示す番号、一つ飛ばして、3列目は、区域を構成する町名、戻って2列目は、現在「町」を担当している委員さんです。4列目から9列目は、農地面積とその内訳です。10列目から12列目は町内に所在する認定農業者等の数、最後に地区編成の考え方となっております。

それでは、第1地区から順を追って、ご説明させていただきます。

第1地区は、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の横戸村、長沼新田の一部、印旛郡宇那谷村域を併せた地区で構成しています。現在の小林委員担当区域と同様の地区であり、合併、分割、編入等はありません。

続いて第2地区ですが、旧幕張町域の一部で町村制施行以前の長作村及び天戸村、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の柏井村及び花島村を併せた地区です。現在の小川隆良委員担当区域に花島委員担当区域の一部、柏井町、花島町を編入しています。柏井町、花島町と天戸町の一部が同一中学校区であることも考慮しています。

続いて第3地区ですが、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の犢橋村、長沼新田、小深新田及び六方野原を併せた地区です。現在の花島委員担当区域の一部を編入しています。

続いて第4地区ですが、旧幕張町域の一部で町村制施行以前の馬加村、武石村及び旧検見川町域を併せた地区です。現在の伊原委員担当区域及び小川友安委員担当区域を合併しています。小川政二委員担当区域のうち稲毛地区を編入しています。

続いて2頁目、第5地区になりますが、旧千葉市域の一部、旧都賀村及び旧都村の一部、町村制以前における辺田村及び矢作村を除いた地区となります。現在の鈴木委員、笠川委員、竹下委員担当区域及び小川政二委員担当区域のうち稲毛地区、JR総武本線以東の地区を除く区域を合併しました。

続いて3頁目、第6地区ですが、旧千城村の村域で町村制施行以前の川戸村・仁戸名村・星久喜村を除いた地域となります。現在の長谷

部委員担当区域と同様の地区となり、合併、分割、編入等はありません。

続いて第7地区ですが、旧千葉市域の一部、旧都村の一部で町村制施行以前における加曽利村、辺田村及び矢作村、旧蘇我町及び旧千城村の一部で町村制施行以前における川戸村・仁戸名村・星久喜村を併せた地区となります。現在の長谷川政美委員、大塚委員、市原委員担当区域を合併した地区となります。

続いて4頁目、第8地区ですが、旧生浜町域及び旧椎名村域を併せた地区となっています。現在の石橋委員、田中委員、長谷川功委員及び高澤委員担当区域を合併しています。こちらの地区はおゆみ野地区を除いた同一中学校区となっています。

続いて第9地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の東山科村、平山村、辺田村及び野田村を併せた地区となっています。現在の浅尾委員担当区域と同様の地区で、合併、分割、編入等はありません。

続いて5頁目、第10地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の高田村の地区になります。現在の石井委員担当区域の農地面積が約330ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離したものです。町を分割しない原則から1町1地区としています。

続いて第11地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の平川村の地区です。同地区も石井委員担当区域の農地面積が約330ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離独立した地区です。町を分割しない原則から1町1地区としています。

続いて第１２地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の越智村及び大木戸村を併せた地区となっております。現在の野崎会長の担当区域の農地面積が約２７０ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離しております。大木戸町の一部を除いて同一中学校区であることも考慮しました。

続いて第１３地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の板倉村、大椎村、小山村及び小食土村を併せた地区です。現在の橋本委員担当区域に小川正義委員担当区域のあすみが丘東を編入しました。

続いて、第１４地区ですが、旧土気町の一部で町村制以前の土気町、高津戸村及び同村大木戸村入会地（現大高町）を併せた地区です。現在の小川正義委員担当区域の農地面積が約２５０ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し大高町及び高津戸町を分離・編入した地区となっています。

続いて第１５地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の上大和田村及び下大和田村を併せた地区です。現在の小川正義委員担当区域が２５０ヘクタールあることから、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し区域から分離・独立させています。

続いて第１６地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の中野村の地区です。現在の西郡委員担当区域の農地面積が約２２０ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離・独立した地区です。町を分割しない原則から１町１地区となっております。

続いて第１７地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の野呂村及び和泉村を併せた地区です。現在の植草委員担当区域の農地面積が約２３０ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを

考慮し、五十土町、川井町及び大広町を分離し、第１８地区に編入し、西郡委員担当区域の和泉町を編入した形となっています。

続いて第１８地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の五十土村、川井村、北谷津村、佐和村、高根村、多部田村を併せた地区となっています。現在の浅川委員担当区域に植草委員担当区域の五十土町、川井町及び大広町を編入しました。

続いて第１９地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の中田村及び同村入会地（現御殿町）を併せた地区となっています。現在の宮崎委員担当区域の農地面積が約３００ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し富田町及び古泉町を分離独立し、更科町を猪野委員担当区域の下泉町と合併独立しています。

最後に６頁目、第２０地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の富田村及び古泉村の地区です。周辺地区との農地面積のバランスを考慮し、現在の宮崎委員担当区域から分離独立しています。

続いて第２１地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の上泉村及び同村下泉村入会地を併せた地区となっています。現在の猪野委員担当区域の農地面積が約３７０ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し、上泉町、小間子町、旦谷町、谷当町、下田町及び御成台をそれぞれ分離独立し、下泉町を宮崎委員担当区域の更科町と合併独立しています。

続いて第２２地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の下泉村の地区です。現在の猪野委員担当区域の下泉町及び宮崎委員担当区域の更科町と合併独立しています。

最後に第２３地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の旦谷

村、谷当村及び、下田村を併せた地区です。現在の猪野委員担当区域の農地面積が約370ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離独立した地区です。

以上が事務局からの説明でございます。

なお、平成29年7月予定の農地利用最適化推進委員の委嘱までのスケジュールについてですが、後程、詳細はご説明しますが、推進委員の公募は、募集要項の確定、農業委員会だより臨時号の発行による周知を経て、来年3月下旬から1か月間にわたり公募を実施します。推進委員は、7月下旬に農業委員が市長より任命された後、最初に開かれる総会において、審議し、委嘱される予定となっております。

事務局の説明は以上でございます。

議 長

それでは、ただ今の議案第1号について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

橋本委員、お願いします。

橋本委員

表の見方を教えていただきたいのですが。

今、説明があった中で面積は農地面積で次に調整区域の面積があつて、面積は説明の中で農地面積だということですが、調整区域の面積の中に農用地面積があつて、これは通常農業振興地域の中に農用地がありますが通称青地といっていると思いますが、それでよろしいでしょうか。

議 長

事務局、お願いします。

小川主査	調整区域内の概念ですが、農用地というのは委員さんの言うとおり農業振興地域の中にある農用地、青地に該当する農地の面積を調整区域内の面積の内数として書いています。
橋本委員	ありがとうございました。
議 長	浅川委員、お願いします。
浅川委員	学校区を参考にしている、何か意味合いはあるんですか。
議 長	事務局、お願いします。
小川主査	中学校区とこの農地の面積の区割りについては、直接的な関係はあまり感じられないと思われませんが、例えば第8地区を見ていただきますと、旧生浜町域と旧椎名村域を併せた地区となっていて、同一中学校区となっていますが、昔は一村に一つの中学校があったので中学校区が一つのコミュニティーになっていたと考えまして、中学校区を可能な限りいれさせていただきました。この中学校区自体も中学校数がかかなり多くなって細分化されておりますのでそれをすべて考慮することはできませんでしたが、可能な限りいれさせていただいております。
議 長	他にございませんか。

小林委員、お願いします。

小林委員

この地域の選定なんですが、農地割りになっているが実際に農地割りで農業委員、農地利用最適化推進委員の活動が普通に行えるのか、実際に田んぼの多いところと、市街化で150ヘクタールが2つあるところとの仕事量の配慮をしているのか。

議長

事務局、お願いします。

小川主査

冒頭の説明で農業振興部会の中で2回審議されたとお話しさせていただきましたが、先ほどの部会長からの説明があったとおり、基本的に農地利用最適化推進委員の仕事の中心になるのが、農地の集積・集約化あるいは耕作放棄地の発生防止・解消になることから、農地の面積を中心に考えさせていただいております。しかし農地利用最適化推進委員の仕事はこれだけではございませんので、多少の不都合な部分も出てくるかと思えます。その不都合な部分については、担当区域の担当委員に責任を持ってやっていただくのは原則だと思いますが、農地利用最適化推進委員以外の農業委員がタッグを組んでいただいて農地利用最適化推進活動を行っていただくかたちをとっておりますので、今回は一番比重の多い農地の集約化等に今回は着目させていただいております。

会長

小林委員の言っていることは、今後の農地利用最適化推進委員のあり方を含めて考えているのかでよろしいですね。

小林委員	農地部会の委員で詳しい説明は受けていませんでしたので、例えば私の地域では非常に放棄地が多いわけで、本当に畑を作っている所とお米を作っている所では放棄地は少ないと思いますので、その辺の考慮はどのようにしたのか聞きたかったです。
会 長	その辺も含めて対応していこうということで、よろしくお願いします。
議 長	他にございませんか。 鈴木委員、お願いします。
鈴木委員	各担当の区域が発表されましたが、２３地区に分かれています但现在農業委員が２７名で今度１７名になると１人当たりの担当がかさなってしまうのか、２つ持たなくてはならなくなるのか、そのへんを教えてください。
議 長	事務局、お願いします。
朝生事務 局長	来年７月からの農業委員の委嘱は１７名で、農地利用最適化推進委員２３名、計４０名の委員が改正になりますが基本的に地域の概念があるのは農地利用最適化推進委員だけになっております。農地利用最適化推進委員の募集については、後程スケジュールを説明しますけれど募集の時から２３地区の町名を出して、何番の地区を応募する、第

2 希望は何番の地区を希望する、今日お決めいただく地区のどこに応募するのか、その方がそのまま推進委員になられた場合は、その地域の担当者として法律どおり位置付けられます。それに対して農業委員は今回の法律改正で地区と区域という概念がなくなりました。バランス的なものは今後必要かなと考えております。農業委員17名が、担当地区を持つ農地利用最適化推進委員を必要に応じてフォローしていただくイメージでございます。

議長 他にございませんか。

議長 意見・質問なし

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。議案第1号を可決することに、異議ございませんか。

議長 異議なし

議長 異議ございませんので、議案第1号は可決いたしました。

次に、日程第3 報告事項1 農地利用最適化交付金についてでございます。

事務局、説明願います。

朝生事務 報告事項1-1と書かれたものを、ご覧いただけますでしょうか。

局長 四角で囲んで、農地利用最適化交付金事業実施要綱の概要について

と記載されているものでございます。

座って説明させていただきます。

今年の４月から農業委員会等に関する法律の一部改正が行われまして、農業委員会法が始まって以来６０年ぶりの抜本的な大改正ということは、すでに皆様ご承知だと思います。その中で一番の変更点は、農業委員会の主たる業務が、農地利用の最適化業務だということが法律上明確に位置付けられたということでございます。

現在行っております許認可業務は引き続いて行い、農業委員会の一番の重点業務というのが、農地利用の最適化つまり農地の集積・集約化であったり、新規参入の促進などが位置付けられたところです。

この制度が実施されるに伴いまして、国から新しい交付金が支給されることになりました。通知経緯は記載された通り正式な通知として決定されております。

１の趣旨ですが、最適化に向けた積極的な活動を推進するために交付金を出して行く。２の事業実施主体とは、ここが一つのポイントですが、法律は平成２８年４月から施行されて全国の農業委員会が最適化業務に取り組まなければならなくなっておりますが、この交付金の対象となるのが、新しい体制に切り替わった農業委員会から随時ということで、千葉市の場合は平成２９年７月の新しい農業委員、農地利用最適化推進委員が着任した月の分から交付金の対象となります。３の事業の内容は、大きく２つに分かれておりまして、活動に応じて出してもらえるものと、成果・結果に応じて出される２段構えになっております。（１）活動に応じた交付金ということで記載がありますが、アからエの活動を実施した農業委員会へ予算の範囲内で国から交付金

を交付することになっております。

担い手への集積・集約化の推進で、これには集落座談会や相談会を開いたものも含まれます。

それから遊休農地の発生防止・解消、それから中間管理機構との中継ぎ、それと新規参入は個人の新規就農であったり企業参入であったりの農地の斡旋活動をしたことに対して、交付金が出るように変わります。ご覧いただいて、細かい点について疑問点があればご連絡を頂きたいと思います。

2頁、②計算方法ですが農業委員と推進委員の人数×6千円×12月で限度額は、約280万円程度が交付されるということです。国の予算が落ちれば、削られる場合もありますし全国の上限額も減ることになります。

大きな2つ目として、成果実績に応じた交付金ということで、ア担い手への農地集積、イ遊休農地の発生防止・解消に成果を上げた場合について、同じように人数×14千円×12月が限度額で、約670万円程度が基本額となります。下に式が書いてありますが、基本額が $A \times \text{評価点}$ については、3頁の表の評価点を乗じて9で割ったものが算定額になります。簡単に言いますと、670万円という基本額に対して、3頁の事業実施年度における農地集積率が90%以上あった市町村は7点、それに該当しない市町村は0点、もしくは農地利用集積面積の増加面積についての目標面積に対する達成度が130%以上目標より達成できたところは評価点が13点、達成度が40%以上で50%未満であれば1点など、実績に応じて交付がされるというのが今度から入っております。

5頁をご覧くださいませか、大きく活動と成果という2つについて申請ということになります。4事業の実績の上段に書かれております事業実施計画を作って出すかたちになります。その事業実施計画に何を書くのかといいますと、中段から下に書かれています、まず【1活動実績に応じた交付金】としては、委員の人数、最適化に向けた活動これは、担い手への集積、新規参入の促進などの最適化の活動をいつ何日どのようにやったのか記載していただくことになります。

それから成果実績に応じた交付金とは、農地の集約面積と遊休農地の面積の割合で交付される、その計画書を出して行くかたちになります。対象期間が終わった段階で、事業完了報告を出してから交付されるというものです。細かいところや解りずらい事務的なところでご不明な点は、お問い合わせをいただければと思いますが、新しい一種の補助金できて、活動の実績に応じてお金が今度から出るようになったということです。

報告事項1－2も関連しますので、続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

朝生事務
局長

報告事項1－2は、農業委員会の適切な新体制への移行についてですが、これは県の農林水産部長から県内の各農業委員会会長に出された文書でございます。次の頁にある農林水産省経営局農地政策課長から千葉県農政担当部長へ向けた文書が本来の内容です。要旨だけご案内しますが、今回の農業組合法等の一部を改正する等の法律というの

が、正式にいうと農業委員会等に関する法律の改正が含まれる法律です。今回は農協中央会の廃止の部分と農業委員会の改革の部分と農地法の改正が一つの法律で改正されましたので、このような名前になっております。それで新制度に移行する農業委員会の臨時実態調査を実施した結果、今年の4月までに新制度に移行した161農業委員会のうち①として、候補者の数と委員定数が同数であり、募集に先立って事前に調整が行われたことが疑われる農業委員会が161の内75委員会あったということ、これが不適切だということです。実際はいろいろな事情があって、たまたまそうだったという場合が多いと思います。それから②として、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされているにもかかわらず、女性委員を1人も任命していない農業委員会が161委員会の内26委員会あった、50歳未満の若者を1人も任命していない農業委員会が161委員会の内101委員会あったということ。

こういったことで今回の法の改正した趣旨に照らして、いかがと思われる事例が確認されたということです。

また、推薦・募集の期間を概ね1か月確保しておらず、法令の規定に違反した農業委員会もみられました。

さらに、ここから先ほどお話した交付金の話ですが、委員及び推進委員の報酬についても、新規予算において上乗せ措置として講じた農地利用最適化交付金の趣旨を条例に適切に反映している市町村がなく、このまま行くと払えないといっております。先ほど説明した交付金の要領は条例改正が終わった後に出されておりますので、実際どこ

の市町村も改正されておられませんし、またその改正については十分な議論が必要だと思います。

そして、下から6行目、加えて募集に応じた担い手農業者を委員として選出する動きが全く見られなかったという指摘が農水省に届いているところです。

こういったことを受けて、全国の市町村は十分適切に移行作業をとっていくようにという、異例な通知文書が出ております。その細かい説明が次の頁と次の頁に載っております。

次の頁、別紙ということで表が2つ載っております。決め方は自由ですが、農水省が意図しているのは、農業委員と最適化推進委員に対して、先ほどの交付金は市全体で頑張った分に対して出るわけですが、それに応じて一人一人の委員にも能率給として出して行くべきだと、つまり1の方の例ですと農地利用最適化推進委員の月額報酬を私どもの場合は4万円、他の政令市も4万円前後ですが、そのような決め方ではなく、例えば3万円プラス権利移動等1件について何千円を加算するという歩合のようなものです。次に2の方の例ですが、農業委員である会長や委員の方々についても基本給を3万円としてあとは能率給として、各市ごとに市の事情で何を1件まとめたらいくらという歩合制のようなものを導入することを示したものです。

9月1日に説明会がございました。その中でかなり厳しく質問ができて、国としてはそうしたい気持ちは変わらないが、一人一人にこういった能率給を導入しなくても、先ほどの交付金については市全体の実績として、交付されるということがその時は確認されております。

私どもとしましては、現時点で能率給の導入は考えておりません。

説明は以上でございます。

議長

それでは、ただ今の報告事項１－１と報告事項１－２について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員どうぞ。

中村委員

先の農業振興部会でも新制度の移行についての話がなされていましたが、女性の農業委員の集まりに行くたびに農水省の関係者の方はいかにして女性を任命するかという働きかけや手立てを指摘されているところであります。私はたまたま議会推薦ですが、女性の農業委員の役割が非常に高いし、組織力と柔軟な対応を図った先進的な例もたくさんあるので、これから進めていただくのは大事だと思いますし、遊休農地をいかに農地にしていくかと努力していくのは大事ですが、それを沢山やったからという発想がいやらしいと感じています。

やはり条件的にやりたくてもやれないという状況があったり、赤字を出しながらやっとなやっているという話を聞いたりしている中では、そう簡単にこれが進むという話ではないと、根本的な農業の問題でＴＰＰも問題になっていますが、そういう状況もあるかなと思うので、市として能率給の導入は考えていないというのは、ほっとして安心しております。質問ではありませんが、意見を述べさせていただきました。

議長

事務局、お願いします。

朝生事務
局長

まず女性委員、それから能率給の範囲につきましては、法律に位置付けられていますので、事務局としてもできる限り今回の公募にあたっては努力をしていこうと考えております。最適化交付金はいただくべきものですので、市としての実績が上がるように頑張っていければと思っております。

委員個人に対しての歩合を入れることは、市としては今のところ考えておりません。行政委員会という合議体組織で政策決定をしていく農業委員の方々に、歩合制が入ること自体なじまないのではないかと考えております。

議 長

他にございませんか。

小林委員、お願いします。

小林委員

今説明を受けました評価額、国からの交付額につきまして色々なパーセントがあって、国から市にもらえるということですが、実際千葉市の実態に照らし合わせて、どのくらいの金額になるのか試算ができていれば教えてください。

議 長

事務局どうぞ。

朝生事務
局長

先ほどの資料の2頁のところに、千葉市の場合の農業委員と推進委員の人数に6千円を乗じたものの1年分、下の②の計算方法では人数に1万4千円を乗じたもので、それぞれ約280万円、約670万円程度が基本となる予定です。それに実際には達成度等で9割、8割と

下がっていくことになります。

小林委員 それはこれを見れば解るのですが、実際に担い手など千葉市として現実にはどの位行われているのか、それをあてはめた場合にどの位になるのか知りたかっただけです。

朝生事務局長 先ほどお話ししましたが、目標面積などをどこに設定していくかという部分で変わってまいります。6～7割くらいはいただけるようにはと考えています。目標値をたてる段階で、農業委員に決定をしていただく形になりますので、その前にご相談をさせていただきたいと思っています。

議長 他にご意見、ご質問ございませんか。

他にないようですので、次に報告事項2 都市農業振興基本法についてでございます。

事務局、説明願います。

岡本次長 報告事項2 都市農業振興基本法が成立しましたという1枚の紙をご覧ください。

まず、都市農業振興基本法を一言で表しますと、都市農業の役割や必要性を法律でしっかりと位置付けて、市街地及びその周辺における農地を、これまで宅地化すべきものとする位置付けだったものを、都市にあるべきものとして転換し将来に渡って守っていこうという法律

です。この法律は、平成27年4月に制定された基本法でございます。この法律が生まれた背景ですが、これまで市街化区域内の農地は計画的に税制上でも、宅地化すべきものとして位置付けられていました。また必要な農業振興政策は講じられておりませんでした。近年都市農業に対する世論が変わりつつあることから、制定されたものでございます。世論が変わっていった理由としましては、宅地化予定地としての開発圧力が低下していること、それから食の安全への意識が高まっており、顔の見える新鮮な農産物への評価が高まってきたこと、都市住民のライフスタイルの変化、また農業体験を通じた理解や意識の高まり、そして東日本大震災を契機としましてオープンスペースで遮断する地域として、避難をする地域として役割も期待されるようになったことも挙げられております。このような状況を踏まえて、都市農業振興基本法が制定されたということです。

資料裏面をご覧ください、中段にございます基本理念というところですが、都市農業の有する機能、こちらに記載はないですが例えば新鮮な農産物を供給する機能、防災上の機能、景観や環境を保全する機能、学習や交流の場となる機能、良好な市街地形成における農業との共存などの基本理念を定め、都市農業の振興を推進することで都市農業の安定的な継続、また良好な都市環境の形成を目指すことを目的としております。

また、この都市農業振興基本法では、国はこの基本理念に則り都市農業の振興に関する施策を総合的に作成し、実施する責務を有するとしております。

また、地方公共団体は都市農業の振興に関し、国との適切な役割分

担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとしています。実際、取り組むべき事項としましては資料の下のところの国等が講ずべき基本施策として挙げられている様々な事項でございますけれども、これ以外につきましては、さらに調査を進めまして、また農政部門と関係するものがかなりありますので、連携を深めて取り組んでいく必要性が高まっていると認識しております。

この都市農業振興基本法は、今後の農業委員会の活動にも大きく関わってくると思いますので、その場合にご説明、対応についてご相談させていただきたいと思います。

都市農業振興基本法については以上でございます。

議長

それでは、ただ今の報告事項2について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

小川委員、お願いします。

小川隆良
委員

今の説明で、市街化区域を積極的に都市農業の中に位置付けるというお話があったと思いますが、それで間違いないですか。

そうしますと、私どもの担当区域の市街化区域で納税猶予の関係もあって農地がどんどん減っている。納税猶予を適用する件数が激減すると思いますが、相続税の支払いに困って急速に宅地化されおり、相続税対策とか相続税の見直しとかの関連はないでしょうか。

議長

事務局どうぞ。

岡本次長	国の方では相続税をはじめとした税制の在り方について、考えていく必要が続いてあるようですが、本市においては国とかと連携して進めていくようになりますので、将来にわたって税制をどのようにしていくか検討が進められていくと考えております。
議 長	他にございませんか。 中村委員、お願いします。
中村委員	この都市農業振興基本法は、国会で全会一致で採択されたということで、先ほど小川委員が言われたとおり、相続税との兼ね合いについては、税制の挙げ方が大変な課題だと農水大臣が答弁をされていて、都市計画制度を担当している国土交通省と連携をしながら検討すべきと答えていらっしゃるのので、これから重要な課題としてクリアしていくことになるのではないかと考えていますし、そのためにこの法律を推進していただきたい。
議 長	事務局、お願いします。
朝生事務局長	今でた税の問題も大きな一つではあると思いますが、都市農業振興基本法が目指す都市の中での農業の色々な部分での統合という部分を農業委員会の許認可業務、これからご説明をいたします農業委員会が色々と農地の振興を図っていく業務を来年度から進めていくことになります、そうしたことを行っていくうえで都市農業振興基本法もその中の一つの大きな要素でございます。今お話しいただいたことは、

色々審査していくことになります。

議 長

他にご意見、ご質問ございませんか。

他にないようですので、次に報告事項３新年度の対応についてでございます。

事務局、説明願います。

岡本次長

報告事項３ 新年度の対応についての資料をご覧ください。

現在、事務局としては来年度に向けた予算要望作業を進めているところですが、その大きな目的としまして円滑に来年度の新体制への移行を図るとともに、これまでの許認可業務に加え農地等の利用の最適化の推進、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止対策、新規参入の推進と取り組みを強化することを目的としています。

実際どの様なことを検討しているかということですが、平成２９年度の新規事業としましては、新農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々を対象とした研修会、これは新体制移行後できるだけ速やかに開催したいと考えております。それから体験農業イベント、新規就農説明会、企業参入説明会等は市長部局との連携をはかり、イベント等を進めていきたいと考えております。

それから先ほど述べました、都市農業振興基本法への対応等について現在検討を進めております

この他の内容は、啓発活動としてこれまでの市政だよりや農業委員会だよりに加え、ポスター・チラシ等を通じて農業委員会の役割に係る周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、農地等の利用の最適化に関する指針の策定でございますが、新しい委員の方々の就任後、速やかに具体的な策定作業を進めまして、できるだけ速やかに指針の策定を進めたいと考えております。

次の関係行政機関等への意見書の提出でございますが、これは今年度も行なうことで、農業者の個人の方、企業の方等との対話会等を踏まえ、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等の利用の最適化推進に係る改善点を提出することを進めてまいります。

その他の予算の件としまして、その他必要経費の計上を考えております。委員の報酬関係、活動に必要な物品、研修等に係る経費、会議・説明会等に係る経費、啓発等の経費の予算計上をしております。

新年度の対応については、以上です。

議長

それでは、ただ今の報告事項3について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員、お願いします。

中村委員

これから遊休農地が、どんどん増えていく中でそれを是正していく対策等、新規就農しても経営が成り立たない。若い人がそこで働いてそこに専念できるような環境があるように思えない中で、ただイベントだけではなく先々の総合的な施策として、例えば住宅補助とかにより千葉で本気で農業をやってほしいのであれば、もう少し丸抱えで対応し、どうしてもここでやろうという対策も必要かなと思ったのと、太陽光パネルにより遊休農地が転用されてしまっていることが、すでに千葉市で起きていますので、太陽光パネルを進めていくことを

否定しませんが、共存することが望ましいけれど今後の在り方については一定な意見なり、対策を講じて企業側の責任もはたしてもらえるように求めていく方向で対応してもらいたい。

議長

事務局、お願いします。

朝生事務局
局長

今年度から適用になっておりますが、農地利用の最適化の推進という農業委員会が一番の重点事業となる部分で、つまり農地利用の最適化を進めるために何をどうしたらいいのかということを、委員の皆様と事務局で色々と考えていかないといけないことになってまいります。したがって、こういうことがありますとご説明させていただいたのですが、例えば新規就農でこんな制度を作ったらどうかという議論もその一つになってまいります。農業委員会として農地の利用が最適化するためにどうしたら良いかを、農業委員会自らが考えていく組織に今年から変わっていくことになったということが、60年ぶりという大きな改革点で事務局としましても委員の皆様のお手伝いができるようにと考えております。

中村委員

新潟の津南町に行ったところ、町で農業をやりたい人の戻ってくる場所としての住まいの確保とか、きっかけを含めて農地の提供のあり方などかなり総合的にやられて、発展している状況を見ているので、千葉市は農地を使ってほしいと要望はあるが、その受け皿になる人がいないために遊休農地になっている実態もあると聞いておりますので、そこを何とか改善できるように、荒れ果ててからではお金もかか

るし、大変な労力なので、そうなる前の時点でアンテナを張っていか
に改善できるかが課題なのかと思いますので、是非意見を出し合って
改善が出来ればありがたいと思います。

議 長

新規就農については、これからの問題と考えます。

現時点で進める方法としては、こうやりますというのは無いですよ
ね。

朝生事務
局長

具体的には、新規就農の方々に対する色々な呼びかけとかきっかけ
になることを開いていくのですが、就農することに興味を持った人が
増えてくれるのかの、議論とか方向性を出して行く部分が今後の農業
委員会の重要な議案となってきます。

議 長

他にご意見、ご質問ございませんか。

他に無いようですので、次に日程第4 連絡事項についてござい
ます。

事務局、説明願います。

岡本次長

連絡事項として、4点ほど説明させていただきます。

1点目、農業者年金の加入推進についてですが、現在、本市では農
業委員会会長加入推進部長に位置付け、推進活動を行っており、今年
度は花見川区の20歳代から30歳代の若い農業者を対象にして戸別
訪問を中心にした加入推進活動を実施します。10月下旬頃を予定し
ておりますので花見川区の農業委員には、ご協力をお願いします。農

業者年金制度は、老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに農業の担い手の確保の役割を担っていることから、加入資格を有する方全員に制度の周知徹底を行い、推進を図ってまいりますので、加入についてのお問い合わせがありましたら事務局へご連絡をいただけましたら助かりますのでよろしくお願いいたします。

次に２点目、ブロック別農業委員研修会についてです。１０月１２日に柏市のさわやか県民プラザで開催予定の研修会の出欠について、連絡をいただいていない方がいらっしゃいますので、会議終了後に事務局へ連絡をお願いします。

次に３点目、全国農業新聞の普及促進についてです。千葉県農業会議から個々の農業委員会に対して、全国農業新聞の啓発依頼がありまして、今年の９月から１２月の間に新規購読申込みをされた方にクオカードが配布されるということです。委員の活動を通じまして購入したいという方がいらっしゃれば、事務局へご連絡をいただけましたら助かりますのでよろしくお願いいたします。

次に４点目、農業委員・農地利用最適化推進委員の今後の公募スケジュールについてです。連絡事項４をご覧ください。現在選考要件等の検討を進めているところですが、募集要項等につきましては１１月下旬頃の総会で固める必要があると考えております。その前に各委員には内容等を見ていただけるようにしたいと考えております。そして１１月の総会で選考要件等が固まりましたら、１２月に決裁をとりまして来年１月１５日号の市政だより、また臨時号の農業委員会だよりなどで公表を行いますとともに、関係団体等にも公募等の説明を行っていきたいと考えております。募集期間につきましては、３月中旬か

ら1カ月の4月中旬を考えております。中間で応募状況を公表して、また締め切り後に公表を行い、その後選考作業を進めまして農業委員につきましては、来年6月の第2回定例会におきまして議会の同意を得まして、市長が任命いたします。農地利用最適化推進委員につきましては、新しい農業委員会からの委嘱をすることになっております。

スケジュールについては、以上でございます。

議 長

それでは、ただ今の連絡事項について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

本日の議事日程は以上でございます。

皆様のご協力により、すべての日程の審議を終了することができました。

心より感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年度第3回総会を閉会いたします。

(閉会 午前11時22分)